

平成24年9月10日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳昭	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第2号

平成24年9月10日 9時00分 開議

日程第1 議案第19号から議案第48号
(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成24年9月10日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして、議案審議を行いますので、よろしくお願い致します。

総務課長から訂正の発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

早速で申し訳ありませんけれども、今、お手元の方にお配りさせていただいております正誤表ですね、確認をお願いしたいと思います。

前の議会ですね、情報センターの関係の文言が間違っておりましたので、主なものについての修正ですけれども、業務報告書で3カ所、訂正箇所を追加させていただきましたので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

これで総務課長の発言を終わります。

日程第1、議案第19号、平成23年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第48号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第19号、平成23年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

23年度の決算書についてお聞きします。

大まかなところでございますが、私、疑問に思ったところはですね、例えば、予算の節がゼロであるのに調定が挙がってきておる、こういうのがございます。で、本来ならば、まあ節でございますので議会には関係ありませんけれど、その節がゼロで調定が挙がっているということについて、いかがなものかなということでも質問致します。

ほんで、特にですね、滞納繰越とかそういう個所が多いのですが、これらは大体前年度に金額が決まっておりますので、素直に予算に編成してですね、執行される方がよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

（議場から何事か発言あり）

具体的に。

議長（山本久夫君）

具体的にお願いします。

8 番 (山崎正男君)

何か所かあるのですが、例えばですね 16 ページ、地方道路譲与税。これは予算の節がゼロ。それから調定額が 96 円。このような感覚であります。

まして、この地方道路譲与税なんかですね、款項目に名目が入ってくるわけですけど、23 年度の補正の段階でそういう項目が挙げられておるのかどうかということと、たとえ、何年か入ってきたときに調定を上げる必要があるならば、前もって節を計上し、1,000 円でもいいですので予算編成しておくべきじゃろうと思いますが。

分かりましたかね。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

お答えしたいと思います。

基本的にはですね、この項目が 23 年度で消える予定でした。が、22 年度の精算が残りまして、96 円という数字が出てきております。そのような状況で、このようになっております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

今、例えば地方道路譲与税で言いましたけれど、今言う、もともとゼロ円で節が挙がっている分はどうかされるがですか。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

基本的にですね、歳入につきましては、もう議員ご承知のとおり、入ってくるものについては地方自治体の勝手といいますか、すべて受け入れるという状況になっています。従いまして、新しい項目ができる場合がございます。

それから、歳出の方ですけども。歳出の方は、総額につきましては議会の議決に基づきましてそれ以上の支出はできないということになっておりますが、節につきましては、各節あるわけですが。その節につきましてはですね、同一項内での流用が認められております。それで、節に当初ゼロであっても、事業を実施していく中で必要性ができますと流用をするなりして、新しくそこにお金を持っていて決算が挙がるというような状況がありますので、ご確認していただきたいと思います。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

その歳入でですね、例えばですね 24 ページの一番下、駐車場利用料。これなんかはですね、毎年お金が入ってくるのが分かっているものと思いますが、予算書に計上されたかどうか。されないのであれば、何かやり方がちょっとおかしいなということが感じられますので、そこらあたりをお願いします。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ご指摘の、24 から 25 にかけてまして駐車場利用料というのがあるんですが、これはですね、職員が車で出勤した場合に、駐車場の利用料を頂くということにしました。それが新しく、23 年 4 月 1 日から実施しましたので、当初、予算を作る段階には、まだ確定しておりませんでした。従いまして、当初の段階には載っておりませんが、途中で入ってきたという状況であります。

以上です。

議長（山本久夫君）

3 回。

（山崎議員から「もう駄目ですか。かまんですか」との発言あり）

やりました。もう、山崎さん、3 回でいいじゃないですか。

山崎さん、よろしいですか。

（山崎議員から「はい」との発言あり）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ただ今のがですが、やはりこれ、規則か何かでやったと思うんですが、職員の駐車場料金。その規則は、作ったときの次の議会です、少のうとも補正は、今、山崎議員が言おうとしよったのは、補正を組むべきであろうと。それがたとえ、最初からの金額は確定はしてないです。それは調定で最終的には確定しますけども、何名掛ける何名ぐらいの数字もあってですね、計画もあって、そういう、職員から駐車場の料金を取るということを決めた時点です、どれぐらいの金額というのは想定つきますので、当然、補正を組むべきではないかということをお願いわけですが、そのことについて問います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

山崎さんも、藤本さんのご指摘のとおりですね、基本的にはそういう形ですべきだというふうに思っています。今回、こういう形でちょっと漏れておりましたので、まあ違法ではないということで。

次回からですね、そういうことがないように、いろんな形で事が起きればですね、その都度、その次の議会にですね挙げていくと、そういう体制を取っていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

すいません、全体的なことですが。

今回の決算書を見ますとですね、未収金がですね、水道を含めまして 2 億 9,400 万ぐらいございます。これがなかなか減りません。

そこで、町としてはですね、この未収金をどういう形で解決していくということを考えておられるのか。今後、24 年、25 年度に向けてですね、どういう形で回収していくのか。

税については回収機構があってですね、そこでもやっていますが、他の会計の未収金、本当、職員も努力され

ておるとは思います。努力してないと言うわけじゃなくて、一生懸命やっておられると思いますが、それでもなおかつ入ってこないという部分をですね、どういう方法で解決するのか。黒潮町としてですね、やはり真剣に考えて、プロジェクトチームをつくるとか、あるいはそういう機構を庁舎内にもですねつくっていくとかいう方法を考えないと、ほんとにこの厳しい中で住民は、前にも言ったことあるかも分かりませんが、枕元の下に何千円かはめておいてですね、少ない年金の中から払うていかれる方もおりますので。この付近の不公平感というのが非常に募ってきますと、町政の施行にもいろいろと差し障りが出てくる可能性としてありますので。その付近を総体的に解決する方向をですね、執行機関会議なり、いろんな所の中でですね十分協議して、その対策を作る考えがありますか。

それともう1つは、未収金は載っていますが、延滞金がですね各所に載ってません。ただ、歳入については入ってきた分を調定してますので、調定額幾ら、その延滞金の未収額ゼロになっておるようですが。実際には、延滞金というのはですね、元金がある程度済んだときに確定をします。確定した部分は、ここに、業務報告の中もよう探してみよりましたけど見つかりませんし、決算書の中でも見つかりません。確定した時点で、延滞金であってもですね、私は未収金に類すると思いますので、どこかにやっぱりこう報告なり、業務報告に載せるなりせないかんとします。

実際に未収金が確定してない金額も想定しますと、2億9,000万あるとすればですね、相当な、4億とか5億とかいう金額に、実際にはなってるんじゃないかなと思っております。

その付近について教えていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

滞納問題につきましてお答えさせていただきます。

藤本議員ご指摘のとおりですね、大変、こういう税を含めてですね滞納が増えておりまして、我々も本当に危惧（きぐ）をしておるところでございます。

ただし、徴税につきましてはですね、監査委員さんの報告もありましたけれども、先ほど藤本議員が申されましたように債権管理機構等、また強制執行をやっておりますので、相当減ってきております。そのほかのですね、いわゆる使用料、それから水道使用料、そういったもんがですね増えておりますので、このことにつきましてとはたびたびですね、執行機関会議等でも話をさしていただいております。

ちょっと項目はまだ申し上げられませんが、ある項目につきましてはですね、税に準じた形で調査をせよということで、現在、調査を始めておる所もでございます。

従いまして、この問題につきましては、今、藤本議員が申されましたように、執行機関会議等でですね十分にまた今後、検討してまいりたいと思っております。場合によればですね、特別に徴収検討委員会とか、そういうもんも設けてですね、対策を考えていきたいと思っております。

それから、延滞金の問題でございますけれども。確かに現実的にはですね、延滞金が起こった段階で、入る段階で調定をして収納しておりますが、この調定というのは非常に難しい問題がございまして、納付をしないとですね、延滞金を納付する時点でないと延滞金の計算はできませんので、なかなか調定ができないという状況でございます。

従いまして、その延滞金につきましてもですね、本来なら延滞金が発生した段階でですね、すべて調定をするのが事務処理として適正だとは思いますが、藤本議員ご承知のとおりですね、事務的な処理が大変煩雑になっておりますので、そのへんもですね、今後、協議の検討が必要というふうを考えておりますので、そ

このへんもご理解もいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

まあ、分かりました。

そういう形で、ぜひ庁舎内でプロジェクトチームなりいろんな方法を作ってですね、町民にも、やはり未収金の回収についても一生懸命やりゆうというところもアピールすることも必要ですし、そういう不平不満がたまってきますといろんな差し障りが出てくると思いますので、ぜひ早急にですね立ち上げてほしいと思ってます。

延滞金についてはですね、延滞金は先ほども言いましたように、元金が支払われた時点で延滞金というのは多分計算されておるとお思いますので、まだ未収金を実質残っておるときにはなかなか複雑であろうと思いますし、そのことはよく分かります。この間も、ちょっと職員に聞きましたので分かりますが。確定した延滞金といますか、入ってきたがじゃなくて確定した延滞金は、やはりどこかに載せるべきであろうと思います。そうしないですね、どこへ行っちゃうやら、どんなに処理されようかあんまりよく分かりませんので。元金が入ってきた時点で確定しますので、延滞金も。

その確定した時点の金額をですね、やはりどこかに載せるべきであろうと思いますが、それについてお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

延滞金の調定の問題でございますけれども。今、藤本議員が言われたとおりでございますけれども、少しそのへんをですね課内で検討させていただいて、また皆さまの方にもご報告もさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村将伸君）

決算のことで、まあ総合的な質疑にしないというあれを受けてますけれども。

私、決算を、5 回目なんですけれども、いつも見ておってですね、決算のこの予算書というのが、当初予算の、町長が所信表明して、こういったことに力入れていくと。そういったことがこの決算書に、どこにどう表れて、どうリンクされてきたか。本来ならそういうことがどっかに、広報紙等、町民の方に知らず方法もあると思うのですが、そういったことの方法。

また2つ目にですね、補助金というのが随分あるわけなんですけれども、先ほども、同僚議員から収入未済額のことなんか質疑されておりますけれども。そういったことの財源不足を補うにもですね、補助金の見直し、また、そういったその審議会。第三者機関なんかでそういったものをつくれる方向にあるかどうか。

この決算の時期にお聞きをしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

事業の成果でございます。なおかつ、町長の方針のですね成果でございますけれども。なかなかですね、その部分は非常に難しいところでございますけれども。直ちにですね、それを今後、決算書の方に載せるということにはならないかと思っておりますけれども、そういったことも今後、検討はしてみたいと思います。

それから、補助金の見直しでございますけれども。これにつきましては、ちょっと年度を忘れましてけれども、少し前にですね補助金の見直しもしました。あれからちょっと、2、3年はたっておりますので、そろそろ補助金の見直しといったもんもしていけないかんだらうというふうに思っておりますけれども。

かなりですね、現実的には、補助金はこれまでたびたびの見直しでですね相当削減してきましたので、そのへん、またある一定年数がたてばですね、やっぱししていく必要があるだらうというふうに思いますので、今後また検討をしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村将伸君）

補助金のことで再度お伺いしますけれども。

この小さな金額、それから、団体等にやる補助金の中にも事務的なような補助金とか、それから事業費への補助金等もあると思うのですが。ただ、小さい部分の中で、本来なら、例えばどこかで会議を開くと。そのために交通費用うんぬん、また宿泊費等が発生するので、これぐらいの補助金が欲しいと。そういった内容付きの補助金の申請とか、そういった申請の規定があるのかないのか。

また、実質、その領収書を兼ねて、それで補助金をお支払いすると。そういった現物支給というか、そういった形というのは取られるのでしょうかとか、その1点だけ。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

補助金につきましては、補助金交付規則というもんを作っておりますので、それに基づいてですね、なおかつ細かい要望等も作っておりますので、それに基づいて、それぞれ申請なり実績を出していただきまして、それを基にですね、補助金の確定をしてですね出してしておりますので、いろんな形で審査をしてですね、補助金の決定をしておるという状況でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

議案の44号の。

議長（山本久夫君）

今、19号です。

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

その歳入総額に対する翌年度繰越が、まあ、これ大体2割ぐらいかなと思って見てるんですけど。予算要求の段階では積み上げでやってるはずですので、私がちょっと思うには、ちょっと多いことはないかなと思うんですが。そのへんをその予算要求の段階で、議会の方は、出てきたらもうほとんど認めるという姿勢ではおりますけれども、必要なものだと。だから、そのときに必要性の積み上げをですね、どの程度確かにやられておるのか。

この数字がちょっと多いように感じますので、お尋ねします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

不用額の件でございますけれども。

（矢野議員から何事か発言あり）

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

23年度の決算は、確かに多くございました。これはですね、交付税そのものも、この22年をピークにして若干下がり気味にありまして、23年度につきましては、ある程度入ってきたというふうに考えております。

それと、国のですね景気対策に対する100パーセント補助の事業が相当入りまして、皆さん方に議決していただいた部分のハード整備につきましてもですね、そちらで可能な限り対応さしてもろうたというようなことで、基本的に全体の中で5億6,000万円くらいがですね、確か歳入歳出の差し引きの部分ですが、残ったと思います。それで、明許繰越に持っていかなくてはならない一般財源も引きまして、なおかつ、3億円の減債基金への積み立てを行いました。残った所が純繰越金として計上されてくるわけですが、そのようなことですね、対応したという部分があります。

それと私、今、純と言いましたけれども、22年度の、今度は明許繰越がございますよね。ずっと年々、明許繰越が発生した場合には明許繰越をして、それに対しては、補助金起債等の確定しないものについては一般財源で対応しなくてはならないという規定がございます、繰越予算の中のその一般財源に該当する部分については、その予算を持って繰り越さなくてはなりません。

しかしながら、その予算は事業の消化していく中で残ってまいります、基本的に。その部分も繰り越しの中には入ってくるというようなことですね、この年は確かに多くの繰越金となっておりますけれども、総体的にはですね、先ほども言いましたけれども、5億6,000万くらいな金額が残っておったというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号、平成23年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号、平成 23 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

森君。

11 番 (森 治史君)

この事業ですけど、当初計画時の戸数と、現在のいわゆる世帯数ですかね、加入予定世帯数はどのような傾向にあるか。恐らく減少をたどっていると思いますけど、まあ古い話ですけど、蜷川はもともと何世帯を対象

にして、そのうちの何十パーセントが加入で、まあ、とんとんでいけるとかというような計画があったと思います。

それで、伸び率というか加入率は上がってると思います。それについては、分母がやはり減ってきた関係で上がってきたと思いますが、どのような傾向にあるかをお願いを致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

分母の部分ですけれども、死亡とかいうことで人口減になったりしてですね、そういう形で分母の方ですね、加入が少なくなっているがですけど。その加入については、森議員言われるようにですね、年々、今年も3戸とか、昨年1戸、順々にですね増えております。

それで、分母の部分が当初の計画からということですが、ちょっと手元にですね、その資料がありませんけれども。当初の計画ではですね、人口の80パーセントぐらいが加入すれば大体いけるというふうに計画されておりましたけれども、現在の状況ではですね、蜷川で約70弱。それから、出口で44ぐらいですかね、その数字となっておりますので。

そういうことで、確かにですね加入の戸数は増えてもですね、分母の部分が減れば加入率は多くなりますけれども、そこをですね加入者の促進ということで、少しでも加入していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

確かに、その今の課長の説明のように、その人口いうよりも世帯数が減ってきてるということは事実だと思います。人口が減れば減るだけ、まあ、今は水道料の方で換算するけん、それはちょっとないかもしれませんが。問題は、当初の計画が80パーセントの加入で、蜷川のことにと地区を限定しますけど。当初確かに、我々聞いた話では、今現在ある世帯数の中の80パーセント加入されたときに収入と収支がバランスが取れて、黒字とはいかなくても、まず一般財源からの持ち込みがないような経営状態になれるという話でしたんですけど、確かに数字は70パーセント、目標の80に近づいております、約70パーセントで。けど、実質的には、今の状態であれば、すべてが加入した場合でも、その当初の計画の80に近づくのか、それともやはり頭割れになるのか。もし、そういうことがつかんでおれば。そうでなければ、これ運営ができんと思います、そういうとこまで見越して。そのために一軒でも多く加入してもらうことが、課長が言われるように、財政的支援の少ない状態になります。

現在の状態だったら、今ある蜷川地区の世帯数でどれだけ加入すれば、出口でもどればあ加入すれば、いうことになるのか。今、ここで数字が出なければ後でも結構ですが、そういう数字を示していただけると、この農水の事業の運営がきれいにかいてないかの目安にもなりますので、そのへんを。今、なければ後でも結構です。資料の方をお願い致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

今すぐちょっとあれですけど、後で資料を提出します。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

この農集、まあ漁集も一緒ですけれども、その加入促進ということで、だいぶ前からずっと言われてますけれども。これに対してですね、加入しない原因。そして、加入促進のための対策。そういう策を何か練っているのかどうか。これはもうだいぶ前から言われてますので、何か作戦考えてるんじゃないかと思えますけど。

どういうふうな形で促進をしてるか、お聞かせください。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

加入の促進ですけれども。区長さんなんかとですね協力して一戸一戸ですね、加入できるような状況の所を当たっておりますけれども、その加入しづらいというところはですね、その家がですね後継者がいないというような形で、まあ、独居老人とかいう部分ですけれども。そういう形で費用を出して、改修等いろいろとすることができないということ。

もう1点はですね、立地条件があろうと思います。なかなか排水の本管のどこまでですね、ちょっと遠いところなんかもあると思いますので、そういうことですね、その未加入者が加入しづらいというふうに認識しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成23年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成23年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成23年度黒潮町情報センター事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

西村君。

3 番（西村将伸君）

この特別会計というのは今年が初めてなんですけれども、決算が。ただ、早速その。

早速はちょっと言葉が悪いんですけども、収入未済額が発生しておって。もう始まってすぐに、この未済額ができてしまう。まあそれは、この今の社会情勢の特徴なのかもしれませんけれども。

この集金の方法というか、それはほかの国保税等々も含めて同じようなやり方なのか。また、どういった工夫されてきたのか。

そのへんを、いったんお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、私の方からお答えしたいと思います。

収入未済額が当初の年から出てきたということですけど。その収入の方法、集金の方法ですね。これは、特別に徴収活動はしておりません。ただ、使用料につきましては、一定の期間、使用料が入ってこない場合はですね、放送通信を停止をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

その放送を中止するということでしたけども、その放送を中止すると、集金ができるという意味なんでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでも、お支払いいただけない方ももちろんおりますけれど、ほとんどの方が、停止した場合はですね納めてくれるというふうな実態にあります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

もう1回だけ、すいません。

この情報センターの特別会計というのは、どちらかという民間事業に近いような会計なものですから、その集金等もですが、ほかの税とは違いましてですね、もうちょっとその集金活動というのは特別なことはしないと。例えば、20日以内に納入されん場合には督促状を出すとか、そういったほかのもろもろの税の徴収とは違ってですね。

私、例えば夜間の、どの会計でもそうでしょうけれども、土日、夜間でも声掛けをして、全庁一体となってますね、全員の役場職員なんかが一体となって取り組むべきじゃと、私はそんな考えがあるがですけども。

これから、まあ来年度に向けてですね、そのへんの工夫をひとつお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

収入未済額の解決に向けて努力することは当然でございますので、課内で十分に検討していきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

今の収入未済額の件で、再度ですが。

使用料の未済額は大体何件ぐらいなのか。

それからですね、加入金も収入未済となっておりますけど、この加入金になるのがちょっと不思議なんですけども。なぜこれが生じたのか、お尋ねします。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

まず、収入未済金の内訳ですけれど。使用料の 23 年度中の未済額、使用料に対する未済額がですね 57 万 2,750 円となっております。

それから、加入金について、どうして未済額があるのかということは、恐らく (後段で情報防災課長より「恐らくという発言は適正な発言ではなかったので訂正したい」旨の発言あり)、お金が入ってから工事をするのが当たり前で、そういうことはあってはならないのではないかというふうなご指摘だと思いますけれど。この分につきまして事業開設当時ですね、やはり住民の方から早く工事をしてほしいという要望がたくさんございまして、その分、入金を確実に確認もしない状況の中ですけれど、工事を推進してきたというふうなところ。それが実態としてありましたので、そういうところがこのようにですね、加入金工事の実際の未収金が出てきたというふうなところになっております。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

加入金はですね、1 年間は無料だったように思うんですけど。まあ、1 つ付けて、また近くお金が掛かるとこへ付けたとか、いろいろあると思うんですけど、そういうことを聞いてるんですね。1 つ。

それから使用料の方は、ここの決算書では 80 万 1,000 円となっておりますが、課長は今、57 万 2,000 円と言われましたよね。何件ぐらいですかというふうな、私、質問したんですけど。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

加入金は当初、無料期間、町内に住所がある方なんかは無料でしたので、当然そういう方ではなくて、有料の方について未収金が発生しております。

件数としては、テレビでは 267 件。それから、テレビの減免の方がおいでるんですけど、それについて 8 件。それから、インターネットの基本料で 66 件、ネット追加アカウントの件で 7 件、それから、ネットウィルスのサービスの件で 37 件。以上で合計になっております。

議長 (山本久夫君)

明神さん。

10 番 (明神照男君)

お二人の議員の質問にもあったことですが、まず使用料については、自分、記憶しておるがは、お金が入らんなったら止めるというようなことになっておったがやないかと思うのですが。

それはそれとして、この加入金の場合。加入金の場合、その使用料の考え方から言うと、加入金が入って

なかったら加入したらいかんいうことになるがやないろうかと思うがですけど、その問題の考え方。

それから、款4の諸収入で36万3,010円という数字が挙がっておって、収入が4万3,260円ですかね。この諸収入いうのの、どういう形のもんか。どういう事業があって収入があるがが。

それともう1点は、質問じゃないですけど、議員協議会するときにも配っていただいたあの資料。こんまい字でね、これ、前からもずうっとみんなが言よることですけど、なかなか分かりづらいがよね。ほんで自分、帰ってからコピーで拡大して見たことやったけれど。ほんまにね、もう自分ら議員やき、そんなことするのは当たり前か分かりませんけど、もうちょっと大きい字でよ、資料を作っていたきたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず諸収入の、どういう種類のものかと申しますと、工事が済んで後にですね、個人の理由で、例えば工事中に線を切ったとかですね、業者が。それから、個人さんの都合で、1回付けたのを別のどこへ付ける場合とか、いろいろな事情。それから、たまたま家の工事をしておって、間違っって切ったとかですね、光ケーブルを。そういう場合には、条例上の8条、15条で個人が負担しなければならなくなっております。その場合について、請求をさしていただきました。その分の入ってきたお金をですね、諸収入として入れさせてもらってます。

それから、ご指摘の資料の方ですけど。全員協議会ときも、非常に分かりにくいというふうにご指摘受けまして。ただ一生懸命、A3、2枚に大きくしたつもりですけど、何分、長期間の予算を、6月に議会の方から提出するように要望がありましたので、そういうふうな小さい字になっております。なお、見やすい資料になるようにですね、今後工夫をしていきたいと思っております。

（議長から「加入金について」との発言あり）

失礼しました。答弁が漏れてました。

加入金が入って、工事をするのが当然であってということ。これは、実は条例上でもおっしゃるとおりです。ところが、担当がですね本情報基盤整備事業を推進する中で、住民さんとのやりとりが非常にいろんなケースがございました。それで、やはり住民の方の要望というのは多種多様でございまして、すぐにテレビを見れるようにせえとか。特に、アナログ放送が終了する問題もございましたので、条例のところとは少し違う運用をして事務を進めたところがですね、こういうふうな結果になっておると思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

それで、自分お聞きしたのは、加入金が未収になっている方をそのまま存続するのかなどか、いうことをお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

滞納金については、もちろん、これからも請求を続けていきます。

補足ですけど、今議会にご提案をさせていただきます加入金の特例にかんしてですね、一部そのように該当する方についてはですね免除規定になりますので、そこは欠損という形になろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

この収入未済のですね、これを徴収いうたら正しい言葉かどうか分かりますが、それを徴収するということの根拠。条例上の根拠はどこにありますか。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

矢野議員がおっしゃられるのは、使用料、あるいは加入金。もしかしたらそれ以外の、原因者が負担する部分、いろいろ説明をする趣旨によっても違いますけれど。使用料、それから加入金、工事費についてはですね、条例規則に基づいて徴収するようになってます。

それからなお、諸収入で先ほど説明しました部分の収入根拠のことを、恐らく矢野議員さんはお聞きしたいのかもしれませんが、その部分については、修理を保守管理する段階で保守との契約をしております。それによって工事費の単価の契約がありますので、それに基づいてご本人に請求させていただいております。

議長 (山本久夫君)

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

この黒潮町は 1 万 2,600 人の町でございまして、その町の行政を執行するには、基本的には条例で定めていないかんいうことになっておりますね。これは自治法で、その権利とか権限を規制する、あるいは義務を課することについては、地方自治法でそのように定められておるわけですが。私は、何も知らないうちにこのようなものが出回りですね、これは黒潮町の仕事じゃろうか、個人が勝手にやりゆうことじゃろうか、なかなか分かりませんねえ、こういうやり方されたら。特にね、町長が別途に特に認めるというものという条文も極めて多い。規則に委ねる分もあるんだけど、その規則があいまいな状態であつたりなかつたりで。

だから、私は 6 月議会ของときに、これは新しい事業だからいろいろ苦勞もあるやろう。整理をしてくださいということ、この一般質問の中でもしてきたわけですが、残念ながらですね、勝手に物事をね、やりゆう。勝手にやりゆう。ここの私の質問は 3 回しかできないのでね、ちょっと大変残念ですけど、こういうことを勝手にやられたらいきませんよ、それは。どこにそんな権限があるがですか。どこに告示をしちよりますか。地方自治法の 14 条にもちゃんとあるでしょう。告示、広告をしなければならぬ。だからね、私がいくらね例規集を見てもね、私の預かっておる例規集には載ってないんですよ、そういうことは。使用料とかですね、お金の問題でさっき言ったとこね。ない。いくら探してもない。だからね、課長の手元の種類にはあるわけよ。これは。誰も持ってない、ということになるわけ。法律上は。

法の執行するのは執行機関の仕事ですから、これ、執行機関というのは町長を最高責任者にして。こりゃ、聞きゆうか。補助機関は、町は副町長以下、すべて補助機関。この法律をですね、正確に運用、執行していただかないと困るがですよ。これ、どっかにね、そんな条文がね、特別法があつてですよ、この情報施設についてはその限りにあらずという法があれば別ですよ。私の知る限りでは、そういうものはない。残念ながら。で、この前も課長にお話ししたんですけど、まあ取り合わないですね。新しいことをやっておるんじゃけ、苦勞しゆうのは分かるんですよ。だけど、それは行政組織の中で苦勞していただかないかんことで、町民に対してはですね優しい行政をしてもらわないかんがですよ。それでこそ黒潮町の職員なんですよ。我々は受ける立場ですから、基本的には無知な状態にあるわけですね。それは公告という手段、手法によって広く町民に知らせていくと。何を知らせるか、条例です。規則。それは公告式条例にあるとおり、そのとおりやらないかんがです

ね。だけど、その費用、工事集計表、これはね、どこで決まったもんか知りませんよ。一番高いのは何だかんだ言ってもね、45万3,600円とかいう数字が出ちゃう、単価が、単価。こんなものをですもん勝手に決められてですよ、これは困りますよ、町民は。業者と決めた言うけど、業者と、どの業者と。業者も数々おるんですね。どういう経過のあって、相手はどういう業者か。町長がこれ、ほんまに知らんのか知っちゃうのか。その積み上げですよ、私が言いゆうのは、山になるばあ書類を持っていっちょってね、町長室で書類持って行ってね、これ判くれ言うてね。あと、全部差し替えできるようなやり方されたら困る。こういう問題は。

それから、これ。後から言おうと思っただけど、黒潮町光ネットワークインターネットサービス利用規約とあるんです。これは、先ほど言いましたように、これは公告、告示しておりますか、条例に基づく。中身について私はね、いろいろと不満がありますよ、これ見て。それで、私は実は加入者なんですよ。協力してくれ言うから加入者になった。先に入ったやつは切って入ったんですが、これ、後からこんなこと知りまして。だから、例規集もかき混ぜたんですけど、ないですね。これ、どこにあるんですかね。しかも、利息は14.6とか、民間の金融機関に、何かその徴収を依頼するとか。これ、秘密にかんする事項とかですね、あるいは金利については何を根拠に14.6にしたのか。これ、条例にありますかね。だからね、さまざまな問題がありまして、これ初めてやから、いろんなことで苦労しゆういうがは分かる。前から言いようとおります。だけど、町民にそのことをですもん、そのまま持ってこられると、町民は困るわけです。分かるようにしていただきたい。

で、さっき言ったその未収金の所もですね、課長答弁ではね、加入金、恐らく入金しないうちに工事したと。この、恐らくというようなね、これ決算の段階ですよ、恐らく入金しないうちに工事をしたとか、こういうことを。これ、いいんですかね。あなたの個人の事業じゃないがですよ、これ。黒潮町民の財産を皆さん方は預かり、執行しようがですよ。だからね、私はね、ずうっと見ておってもですね、極めて分かりにくいです。この仕組みが。

インターネットの加入について申し込みしましたら、これ、申込書は町長にしておるんですよ。返ってきた書類がですね、こういうことですよ。何とかサービスという所の文書です。書類。だからね、加入の申し込みがあって、加入を認めますというのは町長の名前の入った文書でないとい具合が悪いですね。ところが、それがいいんですよ。

それから、光何かという所へ、サービスですか、仕事をお願いしちゃうようですけど。それが、町長が指定した業者なのか。指定した業者であれば、本来であれば、指定管理者として指定する必要があると思うんですよ。このことだけ例外的な扱いがされちゃうんじゃないかなというように感じますので、そこらあたりはですね。

それと利用規程についてはね、ある程度必要性いうのも私も分かります。ただ、この民間会社がやってるのは、基本的に営利企業がやられておる。我々の場合は、これは公が町民のためにやっておる。その違いをですね、明確にしていく必要があると思うんですよ。必要なものはつくらないかん。けど、告示という方法ですもん、広く町民に分からした上で執行せないかんいうところですので。

その、まあこの恐らくという所の、私はね、課長が何で恐らく言うたのか。まあ、大変正直に言われた発言とは思いますが、これはねなかなか、ああ、分かりましたというようなわけにいきませんね。全体の仕組みをもっと分かるようにせないけません。

この点について。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

私、恐らくという発言をしたのはあれでしたかね、加入金の所でやったんですかね。それは私の失言です。そういう言葉を使うべきでないですので、訂正させてください。

それから、矢野議員からさまざまなご指摘をいただいたと思ってますけれど、その中で答えられる範囲のことをお答えさせていただきたいと思えますけれど。

地方自治法第 14 条というのは、徴収を取る場合は条例をもってやらなければならないという部分のことですよ。当然、加入金と使用料につきましては、条例規則で定めております。だから法律どおりの実行でございまして。

ただ、矢野議員がおっしゃられたのは、恐らく個人さんの過失、故意で、間違いとか理由で工事を再度しなければならない場合、先ほど申しましたけれど、これは条例の第 5 条と 15 条で個人に請求しなければならないようになっております。そのことにつきましては、保守の契約を町と業者としてるわけですが、この保守の業者と町の契約によって単価設定、契約上の単価が決められておまして、その契約に基づいて、個人の方に請求させていただいておるという状況でございます。

それから、さまざまな加入金、申込書の裏側に付けてる、条例を中心とした内容の文書のことにお触れだったと思うんですけれど。その部分は、いわゆる民間企業でやられる通信プロバイダーがやられる場合の契約書に値する部分と思ひまして、その内容についてもですね、我々は一応法的な部分に問題ないか精査しておりますけれど、内容については、我々の判断としては法律上問題ないと判断しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

業者との契約はねえ、町長の、それは専決、裁量権の中に入るとしても、こんな単価的にもものすごい高いものについてですね、これ、どんな過程でこういうものが取り決めされたのか、私にはよく分からないんですよ。業者いうても数々おと思うんですよ。1 つだけやない。だから、その経過が全然分からないし、専属的なこの契約するということであれば、それなりの、私は手を正していくべきであろうと、こんなふう思うわけです。

それから、私が言ったのは利用規約の点でございますが、法律上問題がないというお話でしたが、ここにはですね、自治法の中にはですね、この義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならない。これが 14 条でございますね。15 条が、規則を制定することができる。それらは、まあ 14 条は条例ですね。条例の制定と 2 項で、権利を課し、または義務を制限という所でこういう法の定めがあるわけですので、これをですね 14.6 というようなこと。あるいは、この中に大変、普段我々が使わない文言が多いわけです。これをもっと日常的に使われよう言葉に書き換えるとか、そういうものが必要と思うんですよ。それらもですね、告示行為がなされてないんですね。だから私は、広く町民に知らせてやらないかと。

仮に、ほいたらこれが問題ないとするならば、そこにある未収金は、本当にこのとおりに執行されておるかどうか。かちっとやってますか。

まあ、この点について。その、さっきの法律上問題がないと言われた点について、もう一度確認します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

まず、未収金についてですけど。規約、条例規則、そして契約書に基づいて徴収を行います。

それから契約書について、私としてもいろいろ県とかにですね、法制部局に問い合わせたりして確認をしたんですけど、我々の今の認識の中では、問題があるという点は見当たっておりません。

なお、矢野議員の認識の中で、もしこの部分がこういうふうの問題であるというふうなご指摘を具体的に後でもいただきましたら、なおその点について、なお本当に問題があるかないか、ご検討させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

4回目ですから、簡潔をお願いします。

7番（矢野昭三君）

これ、3回目やなかったかね。

（議長から「4回目です」との発言あり）

今ね、そのさっき法律上問題ないということやけど、これ、利用規約。これ勝手に作って、勝手に運用しちゃうけど、それ、問題ないという。（議長から「矢野君、4回目を許しますから、簡潔に立って質問してください」との発言あり）

これは町民に広く公告したりするわけですよ。加入対象者は町民だから。営利企業と違うんです。だから私の言いゆうのは、告示して、町民に広く知らせる義務がありますよと。規則として制定して、この規約を。それで告示する。その責任がございませよということを使うがです。

以上です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

その申し込みの段階でお示しさせていただいている書類はですね、いわゆる利用者と町の契約書になろうかと思うんですね。だから、その申し込みをいただく段階で了承を、住民の方にはですねいただいた上で契約をしておる、いうふうな手続きでございませ。条例規則に基づいた内容になって、一部はですね、その中で書き切れてない部分ですよ。事業経営するわけですから、条例規則で書き入れてない分もありますけど、あくまでもこれは、入会をいただくときのご本人との契約内容だと思っておりますので、その時点で住民の方は納得して契約して、加入していただいているというふうに私どもは受け取ってます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私の質問は細かいところでございませけれど、

議長（山本久夫君）

山崎さん、総務委員会じゃないですかね、山崎さん。

8番（山崎正男君）

いや、違います。全体的なこと。

議長（山本久夫君）

違います。総務委員会じゃないですかね、山崎議員は。

8番（山崎正男君）

そうですよ。

議長（山本久夫君）

所管するのは総務委員会ですから、控えてください。

（山崎議員から「ああ、はいはい」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、黒潮町防災会議条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、黒潮町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、黒潮町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これは、先ほど私も言ったんですけど、個人を者というところがございしますが、普通、この種の用語としたら、個人、法人と来るのが普通やないかと思うんですが、これ、者（しゃ）、者（もの）。これは人を指す言葉であるとされておりますが、それへ法人を入れるということになれば、私はなかなか分かりにくい。強いて言うならば、これ、定義をですね入れて、個人とあるのは個人、法人の、者（しゃ）です。者（しゃ）というのは個人、法人を意味しますよというような定義付けをしておれば分かりやすいですが、これ、者（もの）となったら人を指す言葉ですので、どうもここらあたりがですね、ちょっと私には理解できないんだけど。

まあ、どういうことでしょうかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

者（もの）というのが人を指すというふうに、矢野議員はご理解してるようですけど、我々の方の判断としては法人、いわゆる法人に対してもですね、個人、法人を合わせたときに、者（もの）という表現は適切な表現だと認識しております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

まあ、私が引いた辞書はねえ、この者（もの）という字を引いたら、やっぱり人というようになるんですけど。

課長、我々というがは、誰を指して我々と言いゆうわけですかね。我々の意味が。

（議場から何事か発言あり）

それから、まだ、立てって言いゆうき。

それから、やはりここはですね、この前言われた所の条例で、何か 17 条を使うという説明もあったんですけど、これやっぱりね、町長が特別の事由があるということがあるんですけど、これやっぱり規則としてですね、その特別な場合とはこうなんですよというものを明確に告示しないとですね、これは分かりにくいですね。

そのほかにもねたくさんとございますので、その町長が特に認めるという条文はほかにたくさんあるんですよ。この条例は特に多いように思うんですが。やはりこれは、予期できるものについてはね、もうざっとその都度、そのときに制度化して、告示をして、それを運用するということが、町のそのですね、町民の行政運営をしていく上では町民には分かりやすい。

そういうことになろうかと思しますので、含めてですね、質問致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

答弁で、まず我々という言葉を使って、適切じゃなかったかもしれません。これはもちろん町、執行部としてです。

それから、この矢野議員がご指摘の、町長が特に認める場合。これはさまざまな条例規則に出てくることが多いわけですけど。全員協議会の中でも、この改正に当たっての説明をさせていただきましたけれど。この条例を改正、そして規則を改正して加入金の整理をする場合にですね、どうしても格差が出てくる関係がございいます。その格差を解決するにはですね、現在の条例規則を該当すると、やはりこの部分で該当しなければならぬと。格差、やはり担当の方の課でさまざまな協議をしましたけれど、やはり条例改正後の無料になる方と、それから、それまでに有料で払った方、その格差はやはり是正するべきであろうというふうな判断をしてですね、この条項を適用して、ご提案させていただいております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

先ほど、決算の所で課長はお話しいただいたんですけど、副町長、これ、法律上この利用規約は別に問題ないということで、そこで答弁されるうちは、町長が答弁をさせることができるということでやってるわけで、事務としてですね、事務の最高責任者としてですね、それはね課長が言った言葉やないんですよ。そういうことでいいですか。私は、条例または規則で、これは定めていくべき必要があると思うんですよ。この中身を見

よりましたら。

そのように私は考えておりますので、そこをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

者（もの）を、どういうとらえ方するかということでございますけれども。この点で、現在はこういう形で我々は考えておりますけれども、なお、そのこのへんはですね、精査はさせていただきたいと思います。

それからですね、町長が特に認めるものといった部分につきましてはですね、なかなか、この条例だけでなくしてですね、いろんな所でそういう文言を使っております。それはなぜかといいますと、いろんな事例がございますですね、なかなかそこへ書き切れないというところもございますので、こういう形でさせていただいておりますので。それはもう矢野さん、ご承知のことかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

（矢野議員から「利用規約ね、これこれ。この中の文言を見る限りにおいては私は問題があるのはそれだけじゃったんですわ。これ告示も何もしてない」との発言あり）

議長（山本久夫君）

もう、規約に問題があるかないかだけ。

矢野議員。

7 番（矢野昭三君）

地方自治法に照らして、これ、まあいうたら勝手にこの文章を作っちゃう。運用しようという。ほとんどは、だから、その中身の文章について、私は問題があるのではと。これは広く町民に知らしめて、条例あるいは規則として定めて告示をする。

（議長から「矢野君、ちょっと」との発言あり）

答弁の中身をね。

議長（山本久夫君）

分かってます。規約が正しいかどうか、それだけ答えてください。

副町長。

副町長（植田 壯君）

規約（後日、副町長から「規約を規則」に訂正発言あり）は正しいというふうに判断しておりますし、規約（後日、副町長から「規約を規則」に訂正発言あり）につきましては、すべて告示をしております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 35 号の質疑を終わります。

この際、10 時 40 分まで休憩します。

休 憩 10 時 22 分

再 開 10 時 40 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次に、議案第 36 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の全部改正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

森君。

11 番 (森 治史君)

この条例の第 4 条のところで、これからは黒潮町公の施設に係る指定管理の指定手続きに関する条例によって、いわゆるこれは、あかつき館の管理を指定管理者に移行するという手続きだと思われま

す。まあ、私が望むところであって、これはまたいろいろ問題があると思いますけど、町営うか、いわゆる公設では維持ができないのか。恐らく図書費とか何とか、人件費、その他全部町が出していく関係がありますが、そのへんで変えずに、町営で、公営で維持できないのか。そのできないとしたら、どんだけの差額の、予算的な差額が出てきてということなのか。

そのへんが分かれば、教えていただきたいですが。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (金子富太君)

まず、維持のことなんですけれど。提案説明でもさせていただきましたように、指定管理者制度の導入により民間の力を活用して、さらなるサービスの向上ということで、現状以上ということを目指しております。

それから、費用の関係なんですけれど。現時点での試算で言いますと、現行でいくと大体 2,580 万ぐらいですが、指定管理によって 2,340 万ぐらいで、大体 240 万ぐらい減額になると見込んでおります。これは、今申しましたのは人件費の部分でして、それ以外の施設の管理である費用については、公設であろうと指定管理者によろうと、運営については差がないと思っております。

議長 (山本久夫君)

森君。

11 番 (森 治史君)

次長の今、説明を受けましたけど、その今のサービス内容よりも民間委託した場合に、どのようなサービス向上につながるのでしょうか。今、確かにサービス向上につながるというように受け取ったんですが。その、大体民間にしたらこれぐらいのことが、言われんですけど早朝から開けるとか、時間をずらしてするとか、そういうところも計算の中にはめて、そういうサービス向上と言われたのか。そのサービス向上という意味は、何を指してサービス向上なのか。一定限、これは条例を変えていく以上、一定のそういう見込みも含めてあるのかと思います。やはり住民の方々に、ただ経費が安くなるからじゃなくて、こういうこともいいんですよということがアピールできなかつたら、何も条例変えてまでする必要がないというように思われますが。

まあ、もしくは、恐らく答弁としては、指定管理者が決まってからそういうことについては細かく協議しやすくなるかもしれませんが、一応目安として、サービス向上というのはどのへんの、どういうことがサービス向上なのかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

具体的なサービスの向上というのはですね、議員おっしゃられるとおり指定管理者の方で、具体的には指定管理者の考え等もあるとは思いますが、今まで、いろんな所でされている指定管理者による運営等から考えてみますと、開館時間の延長とかですね、また休館日の変更とか、そんなことが考えられるということで考えております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

8 番（山崎正男君）

この指定管理者ですが、教育委員会は、例えば指定管理者にお願いした場合に、もうあとは指定管理者と教育委員会の間で、特段、指示事項ができるのかできないのか。そこらあたりは、条例の中では妙に分からんがですけど、やめるときだけ指示に従うというような感じですけど。

ここらあたりはいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

指定管理者に移行をしてもですね、当然、指定管理者が行う業務の内容、また、例えば新たな業務、新たなサービスですね。そういったことを行なう場合にはですね、当然、教育委員会の方とも協議をする必要がありますし、当然、予算化の必要なものもあろうかと思えます。そういったことで、指定管理者になったからといってですね、教育委員会とのかかわりがなくなるとか、そういうことにはならないと思えますし、引き続いてですね、連携を持って進めるということが基本であろうと思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

すいません。

このあかつき館を指定管理者に任じたときですね、館長といいますか、その付近の考え方は、教育委員会の誰かが兼務するというような方向で行かれるのでしょうか。例えば、先ほど各議員からあったようにですね、いろいろな問題あるときに、その管理運営についてですねやっぱり協議がしやすくするためには、旧佐賀も大方も児童館を指定管理者にしたときですね、その付近もあって、館長は職員兼務という形でやっております。

実際の運営は、NPO 法人が十分やっただいておりますので、そういう問題も生じたことはないようですけども、このあかつき館はそういう考え方でいかれるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

館長についてでございますけれども。あくまでもですね、館長については行政が兼務ということは考えておりません。といいますのは、指定管理者に移行をしましても、当然、行政が行う文化関係の業務、そういったものは残ってまいります。そういうことで、文化振興等を担当する行政職員がおりますので、そこと連携を取りながら進めるというふうなことになるかと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

大事なことを忘れてました。

今まで、あかつき館なんかでも比較的簡単な手続きで、無料で施設を使わせてもらってありました。で、これが指定管理者になった場合に、まあ恐らく、指定管理者が許可を出したら使えるということは頭の中で分かっておりますけど、そのへんが、ほんとに今までどおり無料で使えるか。あくまでも営利目的の場合は、すべて有料ということは分かっておりますけど、地域のサークルなんか利用するとか、絵画クラブとか、夜でも使うときでも、今まで会で自分らのクラブなんか使ったことがあります。簡単に貸していただけて、無料で、しかも、夜は夜で別個の人が来て開けてくれてという方法を取っていただきましたが。移行されても、そのように、自由という言葉はちょっとおかしいかもしれませんが、住民が文化活動、その他の活動のために、使用目的が明確に、営利目的でない場合ですよ。その場合には、今までどおり簡単な手続きで使用が可能になるのかどうか。

特に私らは、錦野地区は太鼓がない関係で、盆踊りのときにはかなり教育委員会にはお世話になっております。こちらの方で太鼓を保管している関係で、大方 20 日ぐらい太鼓を 2 台ぐらい借りてきたらどうか、して、地区の子どもさんにリーダーが太鼓を教えたりしておりますので。

そのへんも含めて、お伺いを致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

住民が文化活動等を行うための施設利用については、今までどおりのことで、無料でという。手続等も、特に変える予定ではありません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

次の、議案第 38 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入全部の質疑はありませんか。

歳入全部です。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行いません。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

18 ページのですね、委託料がございしますが。この、ちょっと気になるもんですね、特に。北郷小学校、この空気汚染物質の測定調査というように書かれておりますが、これはどういうことがあるのか。小学校でやったものだから、じゃあ、過去の小学生にそういう害はなかったのか、ということも心配になるわけですね。今、使うのでやる分も分かるんだけど、過去からそう恐れはなかったのか、子どもたちに、北郷の。というところがありますので、その点併せて。

それから、請け負いの 8,000 万。これ、場所を教えてください。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

お答えしたいと思います。

まず、北郷小学校の空気汚染関係の部分ですが。北郷小学校はですね、いつ休校になったかちょっとはつきりしてませんけれども、それまでには、こういうことはなかったです。

今回、あったかふれあいセンター、あるいは集落支援センターとしてやっていこうという段階で、一部工事を始めたところ、その壁にですね、白い壁を塗ってるわけですけれども、どうもその部分がちょっとかぶれるということがありまして、その壁の取り除きを一度行いました。それで、まずそれで大丈夫だろうというふうに考えておったわけですけれども、それでもやはり別の方が入ってくると、やっぱりおかしいということになりまして、それでは根本的にその原因を究明しようということで、この予算を組まさせていただきます。

それから、後段の集会所につきましてですが。基本的にはですね、6 カ所を予定しております。津波浸水区域にあって、その移転をしてもですね、ある程度、集落に近い所で建てれるであろうと思われる所です。

従って、確定とまではしていませんけれども、今回の予算で、防災関係につきましてはだんだんに説明をしておりますけれども、国、県の防災対策推進の予算でですね、早急に予算化した方が有利というふうを考えまして、少し思い切った予算を組まさせていただきますので、そのあたりでですねご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑。

小永君。

15 番 (小永正裕君)

すいません、おんなじとこなんです。18 ページの、矢野議員が今問いました工事請負費ですね。15 節。この、施設整備工事の 50 万。さっき、6 カ所の集会所を対象にした金額じゃというふうな話でしたけども、移転する集会所は何カ所であって、今の場所にとどまる所があって、そのちょっと補修すべき所を 50 万というふうな意味でしょうか。

あるいは、その下の 17 節ですね。集会所移転の用地。提案理由の説明で、私の聞き間違いかどうか分かりませんが、800 平米の土地購入というふうに聞こえたわけですけども、1,142 万ですかね。これは、何カ所の移転する予定の集会所の土地確保であるか。すべて、6 カ所移転するいうわけでもないわけですね。

その詳しいとこを分かりませんので、教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

まず、15 節の工事請負費関係の 50 万の部分ですが。

矢野議員から先ほど質問がありましたように、8,000 万については集会所の移転ということでご理解願いたいと思います。

50 万につきましては、通常、集会所等をこの方で管理しておるわけですが、マイク等がですね、老朽化のために傷んできたということで修理の必要性が出てきましたので、そのマイク修繕を、この 50 万では考えております。

それから、集会所の移転ですけれども、副町長が全体説明の中で 800 平米というふうに、確かにお答え致しました。この場所ですけれども、先ほどの矢野議員との、6 カ所のもので、具体的な名前も出しませんでしたけれども、まだ用地の交渉もできておりません。従ってですね、基本的にはこの金額については 4 カ所程度で考えておるんですけれども、地権者の関係がありますので、少し我慢をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

集会所ということで、やっぱその部落に関係した建物になると思うがです。それで、個人ではこの低いところへ家建つ人、おらんってきちよるわけよね。津波が来る、まあ地震もともかく。

それで、自分ら気仙沼へ行ったときにも、木造の家はほとんど駄目やったわけよね。それが鉄筋ういかね、コンクリ、まあ鉄筋になってくるけど、コンクリート。1 階は駄目になっちゃうけど、2 階らは残っちゃうというようなこと、自分ら見てきちゃうわけです。

それで、この集会所がどういう構造のものか。今までやったら、大体平屋でやりよるわけやと思うがです。ほんで、平屋建てのものにするのか。その平屋も、今言うように木造か鉄筋かというような問題が出てくると思うがですけど。

そこらあたりは、どのような計画ういか、構想ですかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、地元との協議がまず第一になろうというふうに考えておりますが、今回は、今の津波浸水域のシミュレーションでですね、浸水しない所を基本に選定していきたいというふうに考えてます。

この集会所の問題は、前々からもお答えしておりますけれども、やはり日々の利便性をですね、これも重視しなくてはならないと思いますので。浸水するから、だいぶ離れた高台へということにもなかなかなくらいのが、この痛いところといいますか、問題のところとして。そのあたりを勘案してですね、対応していきたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

ほんで、自分、先にも聞いたように、それぞれの部落うかね、地域があつて。例えば、自分、こちらのことは分かりませんが、佐賀で言うたら、例えば浜町を前提にして考えたときに、高台へいうても、もう浜町部落で高台へいうことは、今度利便性の問題が、課長おっしゃるようにね、出てくるわけやと思うがです。そうしたときに、部落の人がなんぼ安全やき言うても高台へ、例えば、佐賀で言うたら荒神（こうじん）さんへ、ほいたら浜町の集会所を建てろかうかいうてもね、そうやねいう話にはならんと思うわけよ。

そうしたときに、それでも建つとしたときに、そしたら浜町の、どうせ津波が来たらもう駄目になることが分かつちようとかへ建つがやもんで、まあ、町長じゃないですけど、予測がね。津波が来てもよ、ある程度残るような構造物に自分、しちよかないかんと思うがです。まあそれは課長おっしゃるように、今から住民の人との話やいうことやもんで、その話に委ねるとしても、少のうても町としたら、こういうもんを町は建てたいと、こういう構造にしたいと。場所のことは分かりましたけど、そういうものを持った上で、やっぱ協議を進めてもらいたいと思います。

そこはまだ、町としたらこういうもの、ああいうものいうものは、まだないわけよ。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

佐賀地域にはですね、ほんとに集会所もなく、総合センターを利用して会をしていただいとるか、3 地区が合同で会をしていただいとるかいうふうな所もありまして、集会所の問題、大変関心があるかと思ひます。が、今回はですね、津波の浸水に心配しての対応というところでありまして、今後の構造物の状況についてはですね、まだまだ具体的なものができておりませんので、今後の検討していきたいというふうに思ひております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑。

小松君。

1 番（小松孝年君）

さっきの集会所の移転のやつですが、何か、4 カ所言うたり 6 カ所言うたりして、どっちははっきりせんのですけど。そのへん、はっきりさしてほしいいうことと。

それから、もう 1 点。15 節の工事請負費でですね、スマートタウン事業。充電スタンドが 8 台と、それからエネルギー管理システム 5 台というふうにお聞きしたのですけども、これはどういうふうな形で活用するのか。

それと、そのエネルギー管理システムいうて何か。

ちょっと説明をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、用地の問題ですが。今のところですね、用地で 800 平米というのは 4 カ所であります。8,000 万については、6 カ所でやっています。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、11 目の情報化推進費、15 節のですね工事請負費の、小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

この中で、スマートタウン事業として工事請負費、充電スタンドを予算を提案させていただいておりますけれど、これは町が進めておりますスマートタウン構想、いわゆる情報基盤を使ってエネルギーを考えて、地球に優しいまちづくりをしようというふうな、大ざっぱな構想のものなんですけれど、現在、町が進めておるところでございます。その事業の一環として、現在、民間企業と町の方で、実証実験という形で連携して取り組んでおります。

それで、町内に現在2カ所の、電気自動車用の充電スタンドを設置しております。それで、さらにあと8カ所のスタンド、G-Station(ジーステーション)という電気自動車供給のスタンドですけれど、それを企業の方からですね貸与いただくこととなります。それに対して、その8カ所の工事費をですね、今回、予算として計上させていただいております。

8カ所の場所につきましては、現在計画しておるのは、浮鞭の公園、それから宮川公園、海のバザール、それから西南体育館前、大方庁舎、佐賀庁舎ですね。そういう所に、場所によっては2台置く場合もありますので、合計で8台設置する予算でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

すいません。私の答弁が一転二転しまして、申し訳ないです。

基本的ですね、集会所の8,000万の所と、それから用地の所ですが、6カ所を検討しております、実際、予算を計上するのは4カ所ということでお願いします。すいません。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すいません、私の方も1つだけ、ご質問に回答が抜けておりました。

いわゆるH2Vという、エネルギー管理システムのご説明を求められたんですけれど、これがいかなるものかということでございますけれど。

これは、いわゆる各ご家庭の電気メーターをですね、電力会社の雇った方が一軒一軒回って調査をしていると思うんですけれど、そういう仕組みをですね、すべて遠隔的にしていく仕組みでございます。これも、民間業者の方と町の方で連携して、この機材に対して5台貸与を現在受けておまして、それを使って、将来のスマートタウン構想の実証実験に入りたいと思っております。各ご家庭で、どの時間帯にどういう電気が使われているかとかですね、それによって不必要な電気量の節約とかですね、そういうことを検討する。あるいは、将来的においてはですね、町の方として、大きな構想として福祉的な活用。いわゆる見守りシステムのようなものに活用できないかというふうな構想を持っております。と申しますのは、夜中に電気が使われてないはずなのに、ずうっと電気が使われておればですね、何か異常があったようなことが分かるようなことがございますので。いろんな形で、こういうエネルギー管理システムはですね、エネルギーの節約、管理にもなりますし、そういうふうな未来の福祉的な事業の展開にもなるんじゃないかというふうなことを踏まえての実証実験に取り掛かりたいと思ひまして、その予算でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番 (小松孝年君)

今のエネルギー管理システムですけれども、実験的にやるという考えでよろしいんですかね。それで、まあ将来的には全戸を対象にやるので、取りあえず今回は、何戸か抽出してやるような形になるわけですか。

それと、充電スタンドというのは、一般でも使えるようになるのかどうか。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、小松議員の2点のご質問にお答えしたいと思います。

エネルギー管理システム、いわゆる H2V という機種の名前なんですけど、その5台、企業の方からですね、今までの連携の協議の中で無償で貸与をしていただくことができましたので、まずはその5台を使って実証的な、実験的な取り組みをしてみたいと思っております。

それで、将来、私が申しましたような行政の課題にですね対応できるもの、あるいは、今後町が進めようとするエネルギー政策も含めたスマートタウン構想にですね、実際活用できるものかどうかを判断しながら今後の政策に進めていきたいと思っております。すごくうまくいった場合はですね、やはり多くの家の方にですね設置するような方向も検討していきたいというふうに思っております。

もう1つ、電気自動車の充電スタンドの件ですけれど。これは電気自動車、あるいはプラグインハイブリッド車、PHV。これから多く、一般的に出回ることが多くなると思うんですけれど。そういう自動車であればですね、一般的にカードを持って利用ができるようになります。実証実験中はですね、料金については個人から徴収しないような実証時間期間での取り組みを考えております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

15 番 (小永正裕君)

すいません、先ほどの続きなんですけども。

18 ページ、同じく 15 節のですね 50 万の予算ですが、集会所施設整備工事という説明を求めたんですけれども、これはマイクの補修か修理か、配線のやり方か何か分かりませんが。その備品は買うわけじゃなくて、今、備え付けてあるマイクの施設を補修か何かされるという工事の計上された金額であるかどうか。

それと 17 節のですね、800 坪というのは、私、よく分かりませんが、4カ所の集会所を建てるとなると、ちょっと狭いんじゃないかというふうに心配するわけですけれども。この広さで十分建つことができるということでしょうか。

その確認の質問でございます。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

まずですね、基本的に既設部分のマイクの修繕という部分の改良工事ということでお願いしたいと思います。

それから、800 平米で狭いということですが。まあ、集会所はですね、議員の所は早咲地区で相当広いんですけれども、大きい所、小さい所ございまして。今の段階、この4地区では、このくらいでいいだろうという考

えでおります。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

先ほどの関連ですが、19 ページ、15 節の工事で充電スタンド。公園を主体にして、それから、佐賀公園というようなあれがあったように思うのですが、説明が。まあ佐賀公園いうと、東と西を自分は思うがですけど、両方にやるのか。

それともう1つは、まあこれ、心配づいたら果てがないことですけど、いつその地震、津波が来るか分からんと。ほんで、もう東北辺りで、これ自分、充電スタンドというのは、電気自動車を対象にしたいうことを前提での質問ですけど。もしそうであれば、今言うように、東北らではもうガソリンスタンドが駄目になった。そういう面では、電気の方だと割と、まあそれがつからざったらね。それからまして、今言うように公園。仮に佐賀公園やったら、西の公園やったら津波にはあんまり心配ないと思うがですけど。

そういう地震、津波も前提にして、一応設定するもんかどうかお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、場所のことなんですけれど、私、ちょっと早口で申したかもしれません。もう一度、言い直させていただきます。

現在、計画している設置場所ですけれど、浮鞭公園、土佐西南大規模公園の浮鞭の公園。道の駅ビオスがある所ですけれど、そちらの方に2台。それから、宮川公園。これは、旧大方中学校の前の付近ですけれど、そちらに2台。それから、海のバザール。入野漁協と周辺の海のバザールの所ですけれど、そちらに1台。それから、西南体育館前。これは下田の口の西南体育館ですけれど、こちらに1台。そして、大方庁舎、それから佐賀庁舎にそれぞれ1台ずつ。現在ですね、佐賀の方の黒潮一番館に既に1台設置しております。それから、ネストウエストガーデンの所に1台、既に設置しております。合計で今回8基がすることになればですね、10台の設置になろうかと思えます。

それから、この津波侵入の件ですけれど。これは、日常のですね利用があるだろうという所を第一条件に設定しておりますので、防災の面でですね津波を意識したような場所とはなっておりません。目的としては、スマートタウン構想。これは、いわゆる二酸化炭素の削減とか、今、国を挙げてエネルギー政策が進められておるわけなんですけれど、そういうものに対応して、なおかつ町としてもですね、これからのまちづくりを考えていくというふうな趣旨のものでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

すいません、今の15節の工事請負費の所なんですけどね。このスマートタウン事業というの、私の勘違いかもしれませんが、国の事業として進められているというふうに、前回の議会でお聞きしたと思うんです。

それでしたら何か、これですと一般財源から費用が出てますが、何か、補助制度なり補助金なりあるもんだったんでしょうか。それとも、もう町単独で進めていく事業になるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

この、国のエネルギー政策に対する予算というのは、皆さんもご存じだと思いますけど、非常に国の方は多く組むようなことになっておりまして、さまざまな事業が計画されております。その中の幾つかにですねエントリーするような、事務的な進め方をしておりますけれど、この、現在、9月議会の際に補正させていただいてる予算はですね、国の補助とか県の補助には関係ありません。町単独の事業になりますけれど。

もう1つ申し上げたいのは、1つは民間企業とのですね連携を取っております。つまり、G-Station(ジーステーション)、いわゆる電気スタンドをもし買うとしたらですね、1台について数十万要るわけですけど。それについては企業の方の、町のスマートタウン構想と目標が一致してるということを踏まえて、民間企業との協定の中で、そういう機材については無償で提供していただくという中で進めておりまして。ただ、設置する工事については、町が負担するというふうなことで進めさせております。

（議長から何事か発言あり）

今、補足の説明をした方がいいということですので。

FS事業という、以前説明した事業。国の、これは公募してる事業でございますけれど。これは、以前申しましたとおり国の方に申請をして、進めておるところでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

情報基盤のことの28節なんですけども、19ページの。この繰出金というのは、私が聞いた範囲では、この加入金の戻し金ということでお聞きしたんですけれども。これはそもそも、この企画に至った理由というのが、何かこう苦情があったのか。それか、その加入促進を図るためのことなのか。また、それでもし加入促進を図ることが目的であるならですね、この企画でどれぐらいの加入促進が図られるのか。

それと、今回戻される件数ですけども。何件ぐらい返されるのか、お聞きします。

議長（山本久夫君）

少しお待ちください。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すいません、お待たせしました。ちょっと資料を探しておりましたので。

まず、今回の一般会計の補正で11目の28節、これは繰出金、情報センター事業の特別会計の繰出金99万6,000円でございますけれど。これは後ほど、議題の方にも出てくる特別会計にかんすることなんですけれど。この中で、条例規則の改正によって加入金を要らなくするというふうなことに伴って、これまで有料時期に入ってきた方との格差をなくするために、まあお返しする予算になるわけですけど。これが、後の議案の中に入ってくるわけですけど、298万2,000円ほど返すことになります。

そして、この件数はですね、58件でございます。23年度中に入ったのが58件でございます。これをお返しするというふうなことでございます。

この返すお金と、この繰り出しの差額というのはですね、どうして発生するのかということですけど、これは人件費の方が、今度の4月に異動がありましたので、担当する者の人件費が変わってきますので、その分で差が出ておるといふうなことでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

3 目の観光費の所ですが、原材料費として芝の種一式ですけど、これはサッカー場に冬芝を植えるような形になってると思います。

これは、合宿誘致とかアスリート誘致には大変有効な手段だと思いますけれども、これ、冬芝というのは単年ごとにやらないかんもんながですけども、これは今年だけで終わるのか。また、これから続けてやっていく予定があるかどうか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

整備については、今年、試験的に1年、予算を計上させてもらっております。

施設としては、管理は県の管理ですので、県にも要望をしていって、継続していきたいというふうには考えております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

防災費、32 ページなんです。これはこれで、このことというよりも、これらを含めた防災に対する計画というのは、これであればあ進んで、そのうちの、この予算はこれぐらいですよ、そういうような説明がほしいわけですけど。

いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

じゃあ、矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

矢野議員のご質問、いわゆる防災に対する総合計画を持ってやっておられるのか、それが今、この予算によってどれぐらい進むのかというふうなご趣旨だと思うんですけど。

1 つ、町が今、今年度にかけてやろうとしているのがですね、地域防災計画。主に、津波避難計画になろうかと思うんですけど。そちらの方の整備をですね年度中、あるいは、高知県自体がですね、今年度いっぱい計画づくりに掛かるそうですので、町の方としては年度を超す可能性もあろうかと、今、思っておるところでもございますけれど、できるだけ年度内に地域防災計画を作っていきたいと思っております。

それから、防災事業に対する総合計画ですけど、これは膨大な構想の事業にならざるを得ないと思うんですけど。法律的に申しますと、昨年 12 月ですけど、国の方で津波防災地域づくりに関する法律というのができました。それによって市町村はですね、その総合的な推進計画を作ることができるというふうに記載されております。これは当然、将来作るということができないじゃなくて、作らなければならなくなると思うんですけど。ただですねこれは、現在私どもが法をいろいろ見て、あるいは法についての事業を調べてみますと、理念は確かに、ものすごいいいです。ところが、それについてくる事業がまだ、全然未整備だと私どもは考えておまして、そのためにですね、現段階で市町村が壮大な津波防災推進計画をですね、現段階で作る時期かどうか。少し、時間を置いて考えていった方がいいんじゃないかと思っております。恐らく、総合的な津波の、町の将来を考えたような総合的な計画を立てるとなれば、それなりの時期とエネルギーと、そして国、県との協議も必要になりますので、その間、相当の事業を止めてやるような形にならざるを得んと思うんですね。

今、黒潮町として喫緊の課題は、とにかくいつ起こるかもしれない南海地震対策として、とにかく命を守るために逃げる空間。避難路、あるいは避難道、避難広場とかをですね造る事業を進めていかなければならないと思っております。その計画というのは確かに必要であるけれど、総合的なものはまだ間に合っていないが、事業はですね、この予算をご提案させていただいたように、避難空間を造るというふうなところを急いで進めていきたいと思っております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

2 番 (下村勝幸君)

今回ですね、防災の関係、補正でもですね、トータル9億8,700万ですか、組まれて、当初分と合わせて約20億弱ぐらいの本当に膨大な予算がですね、まあ今回、有利な関係もあって、思い切って組んでいこうという体制の中で組まれたと思うんですが。

やっぱり一番心配するのがですね、本当にこれをこなしていけるのかという。今の人員体制含めてですね、今後、ちょっと人員のまた増加とか、いろんなことを考えてやられていくと思うんですが、そこがですね一番ちょっと心配しています。

特に、去年度も相当繰越明許になってですね、その分が、まあ言えば町の財政の運営の中でですね、いろんなちょっと支障を来す部分がかかり、予算の資金繰りの関係でですね出てきてるような所も多少見受けられたこともあったんですね。今回、組んだ分がきちんとですね、できるだけ今年度内に消化ができていけば特に問題ないと思うんですが、それがまた翌年度へ繰り越しということになっていくと、さらにちょっと資金繰りの面ですね、いろんな支障が出るんじゃないかなというのをちょっと心配します。

そこらへんですね町の見通しも含めて、どういう体制で、本当にどういう形でこなしていけるのか。そこらへんをですね、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回の補正を見ていただいて、事業ボリューム、それから予算のボリューム、こちらでご心配いただくのは当然のことであろうと思っております。自分たちも、精いっぱい予算計上をさせていただいたと。その経過については、これまで繰り返し副町長がご説明申し上げたところでございます。

まず、マンパワー的にこれを消化していかないかんわけでございますけれども、うちの町がまず喫緊の課題として、避難道、避難場所の整備をやっつけていかないかんということを決めた後にですね、それを消化していく体制を一体どのように構築していくかということで協議を進めてまいりました。現在、一番時間がかかるであろうと思われた、既存、あるいは新規要望、こういったものの詳細な抽出、そして地域の防災力。地域というのは、今、14分団で分かれて入らせていただいております。それぞれの地域の防災力の弱い所、こういった所の抽出。こういった作業に最も時間を要すると思っております。しかしながら今回、全職員に協力をいただきました。14分団に防災のための地域担当制を敷きまして、その抽出がまず終わったところでございます。まだまだこれからソフトの部分に切り込んでいかなければならないので、まだこれで終わりということではなくて、一段落、ひと区切りがついたというところでございますけれども。そこで挙がってきた情報の精査を、今やってる段階でございます。

これからは、これを一件一件、設計を出して、発注をしてということはもう到底、今のマンパワーでは考えられないことでございますので、まとめて発注させていただいたり、あるいは、もっと新しい契約形態がないのか、そういったことを考えていく必要があるかと思っております。

また、本来でございましたら、ここへ集中的に人員配置をすべきところではございますけれども、なかなかそうもいかない全体的な事情もございまして、できる人数で、なおかつ他課にも協力をいただきながら、この事業を消化していくと、そういった状況でございます。

次に、予算面でございますけれども、本当にご心配をお掛けする予算を挙げさせていただいております。ただ、これも副町長が繰り返し答弁をさせていただいたとおり、有利な事業がございまして、なおかつその年度制限があることから、今回、繰り越しもありきで予算計上させていただいております。昨年度から今年度へ向けての明許繰越の方が多額の予算となっていることも重々把握はしておりますけれども、ならば、今回の補

正を見送るのかといった選択の場に立ったときに、やはり、それでも今回の補正を挙げておくべきであろうといった選択をさしていただき、今回の補正を挙げさしていただいております。

ここ数年は、この防災の事業で手いっぱいになることが想定されます。さまざまな統計資料等々で繰り越し、あるいは未執行の事業も出てこようかと思っております。しかしながら、数年のタームで考えたときに、一体今の時点でどういった作業をしておかなければならないのか。そう考えたときには、今回の補正を挙げさしていただくことが最善の手であると、そのように判断したところでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

33 ページ、今のあれで 15 節のね、工事請負費の所で、防災サイン整備工事と出ておりますが、これ、どういう工事かというのが 1 点と。

それからもう 1 点、避難タワー建設工事、4 億。これ、議案説明のときでしたかね、自分、観音さんに避難の工事が終わったわけですね。けれどあそこが、観音さん 22 メーターぐらいでしたかね、1 メーター。結局、言われるような津波が来るとしたら、観音さんへ逃げる人おらんと思うがです。それで自分、言わせてもろうたのは、あそこへ 15 メーターぐらいのタワーを建ったらどうぜよという話をさせてもろうちよったがですけど、この間のご説明では、城山の方へ逃げる避難の方を考えておるということでございました。ほんで、あそこから城山へ逃げるいうたら、結局、橋を架けることじゃないかと思うがですが、どういう構想を持っておるのかということと。

もう 1 点、18 の備品購入費で、備蓄倉庫 9,000 万。ほんでこれ、どこへ建てるかということと。それから、まあ自分らでちょっと話したときに、例えば山の上、その津波に心配ないような所へ備蓄倉庫建ったら、そしたら、盗難の問題があるというような話も出たもんで。もしそういう心配があるとしたら、監視カメラを据えるいうこともあるがやないろうかという話を、自分らでしたことでしたけど。

その 3 点についてお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の明神議員のご質問に、3 点にお答えしたいと思います。

まず 1 点目でございますけれど、防災サイン整備工事はいかなるものかということでございますね。これは、いわゆる海拔表示、1 つが海拔表示。それから、もう 1 つが避難路、避難広場へのですね誘導サイン。そういうものを予定しております。

それから、もう 1 つはタワーの整備の件でございますけれど。これまでに副町長の方からですね、城山への逃げる道を考えておるというふうなこともご提案させていただきましたけど、まだこれはですね、いろんな方法、より良い方法をですね、地域の方とも話しながら進めていきたいと、ご提案もしていきたいということでございます。

それから最後、3 点目でございますけど、備蓄倉庫のことでございます。これは現在計画、この予算でご提案させていただいているのは、36 カ所に備蓄倉庫を造ってきたいというように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番 (明神照男君)

自分、防災サイン整理工事というのがよう分からざったがですけど、海拔とか避難とかいうような説明があったがやないかと思うのですが。

この海拔の問題も、前からも言わしてもらっておるように、例えば、現実に佐賀にも避難道の表示があるわけ。ほんで、なぜ自分らいつも思うことは、そこへこの海拔の高さを入れちよらんがやろうかと。いうことは、もう常時そういうものを見ておるということは、例えばの話が、部落の人、町の人らが、ああ、この高さはこればあやという認識があったら、ここへ逃げたら安心やと。けど、ここはいかんねとかいうようなこともあっていうことで、ずっと前から言わしてきてもらうたことですけれど。

今言うその海拔、自分が言うように、ここの位置はこれぐらいの高さぜよという表示、サインを出すということで理解していいですかね。

それから、2 点目の城山の問題。ほんで、これもよう分からざったがですけど。自分の理解では、結局、観音さんから城山に向けての避難いう考え方しちようわけです。そのときに、結局、観音さんから下りていけるようやったらよね問題ないがですし、自分、言わしてもらうたのは、結局、漁師の人が、もし地震、津波が起きたときに、大きい船の人は沖へ逃げると思う。けど、船外機の人らは、やっぱおかへもってくる思う。そうすると、まあ、津波の時間がどればあか分かりませんけど、最悪の場合は、もう観音さんへでも逃げろるかという考えを持つ思うがです。ほんでそのときに、観音さんへ逃げても、今言う、あこが海拔 21 か 2 やったら、ほいたら、これは 30 メーターの津波が来るいうたらここへ逃げてもいかんと思うて、まあ城山、例えば、おかの方へ逃げる。けど、それじゃあ間に合わんかも分からん。そういうときに観音さんに、あそこへ 15 メーターぐらいのタワーをつけると、35 メーター、6 メーターになるから、タワーをつけるような考え方はいうことは、前から自分、言わしてもらいよったことですけれど。

今、課長のそのご答弁がはっきり分からざったがですけど。観音さんから城山へ避難の、まあ橋いうたら言葉はおかしいですけど、そういう避難橋をつけるいう考えのがですかね。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、ただ今の明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

防災サインの中の海拔表示でございますけれど。これは、今からつける避難道にももちろん表示を付けます。それから、ここで予算化しているのはですね、避難道以外の所にも何か所か付ける予定でございます。ここが海拔何メートルかというような表示でございますけれど。

それとは別に、別途 6 月の議会でもご説明しましたとおり、もう少し詳しいですね、標高 50 メーター以下のところについては一筆一筆確認できるような、町のホームページから確認できるようなシステムですね。そういうものもまた、併せて整備を考えておるところでございます。

それから、先ほどの観音堂と城山の避難路の件ですけれど。これはいろいろなことが考えられるというふうなことでございまして、必ずその橋にするとか、タワーにするとか、そういう決めておるわけではございません。ただ、より安全に、よりいい避難方法についてですね、検討していきたいと思っております。

タワーの件はですね、防災地域担当職員が地域の方と一緒に回ったときに、明神地区からもですねタワーの要望が出ておりまして、それは私どもも、担当の方で把握してございます。そこは観音堂へかさ上げる要望だと思っておりますけれど。それも踏まえて、どの方法が一番いいのかですね、地域の方も交えてもう少し検討し

て、それから判断させていただきたいと思っております。やはり、タワーだけの見方やなく、もっといい方法はないかというふうなことを検討してるということでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

すいません、さっきの明許繰越の話ですね、ちょっとだけ確認というかですね、要望的な質問になろうかと思えますけど。

自分、監査をやってる関係もあってですね、やっぱり繰越明許でいった分がですね、どうしても国が工事が終わるタイミングでお金を頂ける形があればいいんですけど、結構年度末までですね、こういう市町村への配分をかなり遅れてきてるくらいがあるようですね、今回の交付税の決定措置なんかも、実際まだお金入ってない状態で、本当に財政を預かる方たちはですね、なかなか苦労しながらやってるんじゃないかなと思います。

そういった中で、もう今回の工事を本当に前向きにどんどん進めていくという体制は、私は本当に評価するんですが、運営上ですね、やっぱりそこらへんにトラブルが起こらないようにですね、一時借入的に町の費用を払わないといけないとかですね、あまりにも多額になると本当に大変です。

どうか町長、このあたりですね、行政として国の方にですね、できるだけ終わり次第、すぐに交付税頂けるような措置をですねやっていくような、そういう体制を取っていただけるのかどうか。

そこだけ1点、お願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

下村議員ご心配のとおりですね、会計預かる者としてですね、そのへん非常に心配しながら、取り組みを進めておるところでございます。国にはですね、もちろんそういう形ですね、できるだけ実績を挙げれば早く下さいということで努めて要望もしておりますので、そのへんはですね十分心得て、また今後対応してまいりたいと思います。

ただしですね、どうしても事業が実績出すのが若干遅れてまいりますので、その部分はですねどうしても町単独で借入れが必要な場合も出てきます。それはもうやむを得ないところでございますので。その場合は、定期担保とかいうことで、非常に利率の低い、有利な借入れができますので、そういったことも活用しながらですね、この財政運営を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

（山崎議員から挙手あり）

山崎さんは総務委員会です。これ、付託先が総務委員会です。

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

このタワーとか屯所関係で、この事業費に対してこの実施設計の委託料が、タワー、同じようなものではないかなと思うのですが。1つだけ造る場合と、似たようなものを5つ造る場合とで見ても、これ妙に、設計委

託料が1割というところへ決まっちゃうんですけど、そこらあたりのこの考え方ですね。委託料の。同じようなものを4億円造るときに、1割通しで要するという、そのへんの考え方がちょっと。それは、集会所のところでございましたけど、1割挙げちゃう。

通常、集会所なんかとかタワーら考えてもですね、1つ標準を造れば、あとは、そのまま名前を変えたらええ所がだいぶあります。違うのは地価。地価の問題があるもので、そこはどう考えちゃうか分からんですけど。これが1率に、まあ1割ぐらいをポンとこう乗せてくる。そのへんの考え方はどういう設計をされるということですか、これは。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

今回はですね、確かにこの数字的に大ざっぱなことで載せておりますけれども。

特にこの避難タワーというのはですね、その地質調査によってそれぞれ違ってまいります。そのへんがあってですね、なかなか今の段階できっちりとした設計委託ができませんので、こういう形でですね、少し大ざっぱな金額で計上させていただいておることを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

15番（小永正裕君）

ただ今、矢野君の取り上げたタワーのことと、それから屯所のことですが。

屯所は、移転が何カ所であるかということですね。その屯所はどこに分団かということ。

それと、避難タワーですけども、4カ所というふうな話をちょっと聞いたかと思いますが、場所はまだはっきりしてないということでしたよね。もし分かっていたら、大体こういう所に建ちたいというのがあればですね、どこの場所かいうのを教えていただきたい。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の小永議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、屯所の件ですけど、これは4カ所計画しております。ただ、場所についてはですね、集会所と同じように変更の可能性も全くないわけではないですので、まあ4カ所ということで押さえさせていただければと思っております。

それからタワーですけど、これは5カ所でございます。予算上計画しているのは5カ所でございます。と申しますのは、当初に1カ所、予算計上させていただいておりますので、今回、4カ所を追加して予算計上させていただいております。基本的に、予算の計画上は5カ所になります。

ただ、その場所ですけど、今までに防災地域担当職員が各地域に回って、各地域からの要望は、もう既に私たちの課で把握しております。その決定する場所についてはですね、今後、浸水深がどれぐらいあるか。そういうところはタワーで適切かどうかとか、あるいは地形、それから避難所への距離とか、そういうものを総合的に判断する中で、優先順位をつけて着手すると、5カ所と計画しておりますけれども、場合によってはその数が少なくなる場合も、場合によってはあることもまず申し上げておきたいんですけど。

タワーの設計についてはですね、かなり複雑になるかと思いますが。高知県の方で近々、タワーの設計基準というのが出されます。その設計基準は、津波避難タワーの強度とか、波の圧力に対する強度とかですね、それから、浸水深に対して、その上に何メートル必要とか、さまざまなことがございまして、それぞれをそれぞれの地形の浸水深でクリアするというふうな細かい設定になるかと思いますが、決して一律な設計にはなりません。そういうことも踏まえて、避難タワーが必要な所から優先順位をつけて事業を実施することになります。

ただ、その前にですね、この本議会が終わったら地元との協議。これは、今までは防災地域担当職員と地域の方の要望、現地の踏査は済んでおるわけですけど。これからは、町長も含めて担当部署、私どもが地域の方と細かい詰めをですねする、あるいは要望を、もう少し詳細を聞く。そしてこちらも、ここがタワーで適してるか適してないかのご意見を言わさしせていただくというふうな作業を詰めた上で、具体的に決めていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

避難タワーはですね、ぜひ、あそこへ逃げたいと、住民の方が思ってくれるような避難タワーにしないと意味がないわけですね。

旧浜松保育園の跡地の庭にですね、タワー造ってますよね。あの高さが 17 メーターくらいでしたかね。あそこ、ちょうど去年の 3.11 の地震が起きたときに、あそこへ皆さん逃げていただく予定でしたけども、後で話聞いてみますと、ほとんどあそこへ避難した人はいなかったというふうな話を聞いたわけです。なぜかといいますと、その日は非常に寒い日でしたね。お年寄りが多いですから、わしは肺炎で死ぬよりか、もう津波で死んだ方がええ、というふうな話をされてる方もおられました。まあ、夜中に起きるか、真昼に起きるか、夏か、冬か、それぞれ地震がいつ起きるか分かりませんが、あそこへぜひ逃げたいと、あそこやったら安全なというふうな避難タワーにしないと意味がないと思うんです。

それと、岡村教授の話ですと、この辺に来る津波の高さが大体 15 メーター、波打ち際で 15 メーターくらいの高さで来るというふうな説明が、この前いただきましたけども。15 メーターの波の力という、そのエネルギーはすごいものがあると思います。想像を絶するものが。ほんで、どんなタワーか分かりませんが、この 4 本、5 本のタワーを建ててですね、まあそれぞれ違うと思いますが、平均して 1 億くらいのものをですね建てて、そのエネルギーに耐えられるかというふうな心配が、私は素人ながら思うわけでございます。流れてくる材木とかですね、あるいは船とか、家とか、自動車とか、さまざまなものがぶつかってくる可能性もありますよね。そうすると、そこへ逃げた人はあんまり、安心いうよりか、かえって心配の気持ちの方が強くなるんじゃないかと思いますが。

執行部の方は、タワーに避難することによって、人命を必ず救うことができるというふうな確信を持って、こういう予算を組んでるわけでしょうか。そこのところも併せて教えていただきたい。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

小永議員から、なお突っ込んだご質問がありましたが、それにお答えしたいと思います。

補足を町長からしてもらったらいいと思いますけれど、私の方で答えられる限りを説明してみたいと思います。

まず、安全なタワーでなければならない。これは当たり前のことです。当然、科学的な根拠、設計上の根拠で、強度については津波避難タワー、国交省が基準がございまして、その津波避難ビルの強度を参考にしてタワーは造る方法しか今のところありませんので、その強度を持って地下の状況を、ボーリングとかをしていきます。

それから、漂流物の問題ですね。これも設計上、一定のですね考慮がされたものが既に全国的にはできておりますので、当然その配慮もしていかなければなりません。ただ、漂流物というのは予測不可能な部分がございまして。だから、それが100パーセントすべての形で大丈夫かというんですね、まあ、現代技術の中で最大の努力をして防ぐという形になろうかと思えますけれど。一番はですね、やはりタワーよりも高台へ逃げることを、まず第一にやっていただきたいと。そしてタワーについては、そこへ逃げられないところでタワーを選んでいくというふうな避難の選択肢も、これから住民の方と色々な形で、ソフト的な対応を協議する中で話していきたいというふうに思っております。

私の方からは以上ですので、町長の方から補足をしていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

タワーのご質問をいただきましたけれども、防災全般にかかわることですのでございまして、繰り返しになりますが、再度、確認をしていただきたいと思えます。

まず、防災施策を講じていく中でですね、防災施策というのはベストがないとよく言われます。防災の世界の中で最低機会を常に求め続けていく、こういったことになっているようでございまして。私も、全くそのとおりであるかと思っております。例えば、自然高台への避難道を設置したり、あるいは、津波避難タワーを造ったり、こういったことで、じゃあ次に来る津波を100パーセントクリアできるかというのは、誰にも分からないこととございまして。しかしながら、イエス・ノー・フローを作ったときに、じゃあやらないのかとなったときに、いや、それでも100パーセントではないにしろ、やらなくてはなりませんということに基づいて、私たちは防災施策全般を進めているわけでございまして。

例えば、津波避難タワー、よくご心配されます耐圧の問題でございまして。私どもが、21年度だったと思えますけれども、万行地区に避難タワーを建てさせていただきました。前町政のお話でございましてけれども。このときはまだ国の方にもですね、波圧計算しかなかったようでございまして。今回は3.11を受けまして、漂流物等々への耐圧、こちらにつきましても、もう既に計算式が出来上がりまして、県から市町村への説明を受ける、その出番待ちといったところでございまして。私どもがこれから設計に入らせていただきます避難タワーは、すべてその国の基準に基づいた設計基準で発注をさせていただくということになってございまして。ただし、これも繰り返しになりますが、高さとか、そういったものが国の基準をクリアするものを必ず造ってまいりますけれども、それでも100パーセントではございませぬ。防災課長も申し上げましたように、本当の理想は二度逃げができる自然高台でございましてけれども、それが許されない地域特性をいかにカバーしていくかということで、避難タワーという手法を講じざるを得ないといったこととございまして。

しかしながら今回は、単純に避難タワーを建てるだけではなくて、例えば今、よく言われております救命艇、こういったものを屋上に整備する市町村も出てこようかと思えます。あるいは、議会からもたびたびご指摘をいただきました、ライフジャケット等々。こちらにつきましても、低地で着用するよりは、ある一定の高い位置から着用していただくことの方が人命救助には相当資すると、そのように考えるところでございまして。そういったさまざまな施策の組み合わせをしながら、力の皆さんの命をお守りしていくと。こういったことになら

うかと思えます。

そしてもう1つ。一番重要なのは、行政も全力で防災施策を推進してまいります、100パーセントということは絶対にありません。そして、100パーセントに近づくためには、必ず住民の皆さまのご協力が必要でございます。現在、防災のための地域担当制でさまざまな協議をさせていただいておりますけれども、今議会終了後には、私と防災課長もぜひ地域の方へ入らせていただいて、今までの取りまとめを報告させていただいた後にさまざまな合意形成が図れるような、そういったコンセンサスの取り付け、意識の醸成に努めてまいりたいと思えます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

津波の波高ですよ。その15メートル以上というふうな、岡村教授の話がありましたが。先ほど言いましたように、このエネルギーというものは相当なものなんです。もう、自分らの想像を絶するような力になると思えます。

先ほど、質問の中で明神議員からですね、どこへ建てるか。高いとこの、その上に建てれば十数メートルでかまんというふうな話がありましたが、実際そういうことでございましてですね、先ほど、どこに建てる予定かというふうなことはまだ不明だというふうなことでありましたが、いくら高いのを造ったとしてもですね、どこに建つかによって、随分そのタワーの値打ちが違ってきますよね。でも、住民から言うと、できるだけ近いところにあってほしいと。非常にそのジレンマがあるわけです。

ただ、この4億円という限られた予算の中でですね、今聞きますと、4基か5基を造るという話でございましたよね。たかだか1億円足らずのタワーになると。その予算で考えられる、国の基準に適合した、十分な安全なタワーになるかどうかというふうなことを聞いてるわけです。それは1基で4億円というなら、立派なものができるかも分かりません。ところが4カ所、5カ所になりますとですね、私らの素人の考えでも、そんなに安心できるタワーができるかどうかというふうなことが、ちょっとやっぱり心配になってくるわけです。そのことを聞いておるわけでございますね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

小永議員のご心配、よく理解できます。

避難タワーでございまして。まず津波が、あるいは20メートル以上浸水する所にタワーが適切かどうか。これは本当に考えてみなければなりません。浸水深によっては、タワーは適切じゃないというふうに判断する場合もございまして。と申しますのは、30メートル、40メートルのタワーというのは全国にございまして、そこに辿り着いたときに果たして、高齢者の方とかが電気が動かない状況で、安全に上がれるかどうかのことも考えますと、やはり心配がたくさんございます。

それから、津波の浸水深は、8月29日に出された10メートルメッシュというのが、現在の科学的知見でも正確に出された数値と認識しております。これは、最も考えられる範囲で最大のものが示されておりますので、まずそれを基準にして浸水深を判断して、そしてタワーの設置場所、そして設計に生かしていきたいと考えておるわけですが。必ずしもすべての所が、一律1億とか、そういうふうなことにはならないんじゃないかと思っております。場所によっていろいろ設計が違って来るんじゃないかと思えますし、タワーの高さもさまざまなものになるかと思えます。これはやはり、これから地域の方と話しながらですね、やはり町だけ

で判断するのではなくてですね、地域に入って行って、地域の方のご心配や、それから考え方なんかもご参考にさせていただいてやっていきたいと。あくまでも、設計というのはきちっとした国の基準に基づいて、あるいは県の基準に基づいて設計して行って、安全な強度を持った工事をしますので、そういうふうな取り組みを進めていきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

少し、皆さんにご理解いただきたいことがございますので、付け加えさせていただきます。

今回ですね、集会所の移転と、それからこの防災費4の方にですね、相当、津波避難関係の施設のですね予算を計上させていただいております。なおかつ、今、個所あたりも4カ所とか5カ所とかですね、いう話もさせていただきましたけれども。今後ですね、ほんとにアバウトな数字で、今の体制でですね出せれる数字を挙げておりますので、これから、今、松本課長が言ったようにですね地域に入って行って、なおかつ必要な、優先して整備せないかんとこをですね先に、どんどんどんどん整備していきたいと思いますので。ここにそれぞれ今、掲げておりますけれども、若干そのへんのですね揺り動かすというのはぜひご理解をいただきたいと思っております。できるだけ、この予算に沿うような形でですねいきたいとは思いますが、そういうご事情をですね、ぜひご理解いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、9款の質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 05分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、平成24年度黒潮町一般会計補正予算について質疑を続けます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

2点だけお聞き致します。

35ページの報償費。これは、今回の指定管理制の運営検討委員会ということで出ておりますが、18万3,000円の予算を組まれておりますが。これは何名で、いつごろからスタートさせて、何回で結論を出されるのかということと。

併せて、36ページの需用費。これは学校給食費の中で出ておりますが、105万円の修繕費は、どこの何を直すかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、大方あかつき館指定管理者等制度運営検討委員会ですけれど、この予算化してる分はですね、委員、報償費が必要な8人分について予算化しております。これは4回分を計上しておりますが、時期については8月に検討委員会を設置しておりまして、10月には、一定、答申等をいただきたいと考えております。

それから、36ページの修繕料は105万円ですけれど、これは黒潮町給食センター、佐賀にある給食センターなんですけれど、これの屋外給油タンクの方が、平成11年に設置してかなり老朽化しておりまして、その修繕用に105万円計上したものです。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

再度、この35ページの方でお聞き致します。

8名の方を選んでおるといことですが、8人を選ぶときはどのような方法で選出なさったのでしょうか。公募をしたとは思いますが、その選出方法、8名の方の。私の方のそういう認識がないという、まあいうたら勉強不足につながりますけど、どういう方法で8名の方を選出されたのか。

そのへんを再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

8名につきましては、この検討委員会の設置要綱というものを定めておりまして、委員会は10人以内ということで構成するようになっております。

その中で委員としては、現在ですね、大方あかつき館等運営にかかわっていただいております、黒潮町立大方あかつき館運営委員会委員、それと図書館協議会委員、と、上林暁文学館協議会委員のそれぞれの委員さんの所から2人ないし3人、出ていただいております。あと、学識経験者としましては、指定管理者はNPO等になってこようかと思っておりますので、そういう関係の方に1人出してもらっております。あと、もう1人が教育次長ということで、私が出ております。

今の全体構成メンバーは、8名の有志の方と私を合わせて、全体で9人で委員会を運営しております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

次に、第2表 地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 40 号の質疑を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 42 号の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

この 4 ページで、この款で使用料及び加入金等で、補正額のところに 563 万という三角、減少が出ちよるがですが、これの原因は何ですか。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

予算書ですね、6 ページをお開けお願いしたいと思います。

現在、条例規則の改正を提案させていただいておるところでございますけれど、それによって加入金を取らなくした場合にですね、テレビ放送の方で、テレビ放送、インターネット、それから告知端末引き込み料、合わせて 563 万の加入金が入らなくなるというところで、減額をさせていただいております。

(明神議員から「その入らん、どういうがで入らんなったかいうことを聞きようが。ここへは入らんことは内訳であるけど、どういう原因で入らんなったかいうことをお聞きしようがです」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

課長、もう一度、答弁をお願いします。

情報防災課長 (松本敏郎君)

条例が可決された場合にですね、加入金と、それから引き込み工事の初期費用を免除する形になりますので、

当初、有料で予算化しておりましたので、その分が免除されますので、その予算がここで減額になっております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

ほいたら結局、免除いうかね、払い戻しいうか、そういう原因が出てきたきに入らなくなったわけということ
でいいですかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

条例改正の所で少しご説明させていただいたと思いますけれど、加入促進を図るために、現在、やはりテレビにしろですね加入が伸びないという点につきまして、やはり初期費用のところ、かなり住民さんの負担になっておると。だから、そこを条例と規則を改正することによって、免除していきたいというふうなご提案を
させてもらってるところですけど。

その条例どおりに予算を執行することになりますと、やはりここで減額している金額がですね、入として減
ってくるということでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これは携帯電話不感知地域に向けて、それを整備するための予算とお聞きしました。約 1 億円ついておりま
すが。

防災課長にお尋ねしますが、情報基盤整備事業は 4 つの目的がありまして、携帯電話不感知地域を解消す
るのも事業の中に含まれてました。そのときは 16 億円ということで始まりましたが、携帯電話の不感知
地域解消のお金は、その中に含まれてなかったように思うんです。それを含めてですね、奥湊川とかつきま
したけども。以前、松田課長のときにもお聞きしましたが、これで情報基盤整備事業の総額は幾らになっ
たでしょうか。

それから、この伴太郎、仲分川地域ですね、全戸やから、ここは何戸の世帯があるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

防災課長の方の指定しておりましたけれども、この総合整備計画は基本的に総務課ということで、計画そのものが総務課ということですので、私の方で回答させていただきますが。細かい数字を、情報防災の事業そのものですね集計の数字を今、持っておりませんので、それにこの部分を足して、後で回答させていただきたいと思います。

概算でしたら、当初、私のときの担当で17億2千万なにかがしだったというふうに思ってます。それと、今回、この1億円の追加ということになるかと思います。

それと、関係戸数のこともですね、ちょっとよう調べておりませんので、後で回答させていただきます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

15番（小永正裕君）

これ、携帯電話会社の3社、一般的には田舎の方であると思いますが。この3社とも、みんなおんなじように入るということになることでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

お答えします。

国の助成制度を利用しておりまして、国が県に補助して、そして県から町が補助するシステムなんですけれども。国の補助のルールにですね、この事業をするに当たって2社以上の民間企業に打診してくれというふうなルールがあります。それで、町としては当初、3社に打診しました。その中で、2社が参入を決めてくれました。そして現在、その2社とですね、いうたら確約書みたいなものを取りながらですね、事業を進めております。2社です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

その2社ですけども、今後、またその携帯電話の契約を新たに作る人とか、やり替える人とか出てくるかも分かりませんが、奥へ行っても通じるような名前のところを、発表して構わないのなら発表していただいた方がいいんじゃないかと思いますが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

業者はですね、NTTドコモさんと、それからKDDIさんです。

あくまでもこの事業、業者が、町がやる事業に参入していただくことができ初めて実現する事業でございまして、当初いろいろな戸数の問題とかいろいろありましたけれど、ご協力いただいて、2社からは参入をしていただくことになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、鈴辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 19 号、議案第 22 号、議案第 30 号、議案第 32 号から議案第 35 号まで、議案第 38 号のうち、歳入全部、歳出のうち、2 款、9 款、第 2 表地方債補正。議案第 39 号、議案第 44 号、議案第 46 号から議案第 48 号まで。

以上を、総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 31 号、議案第 38 号の歳出のうち、5 款、6 款、7 款、8 款、11 款。議案第 45 号。

以上を、産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 23 号から議案第 26 号まで、議案第 29 号、議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号の歳出のうち、3 款、4 款、10 款。議案第 40 号から議案第 43 号まで。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 13 時 49 分